

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会
「住民参加型在宅福祉サービス事業」たすけあい活動実施要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の「住民参加型在宅福祉サービス事業」たすけあい活動は、市民の参加と協力により、高齢者や障がい者が困ったときに住み慣れた家や地域で暮らし続けられるように、掃除・買い物などの生活支援サービス（以下「生活支援サービス」という。）を有料で行い、住民相互の支え合い活動を促進することを目的とする。

(会員)

第2条 この事業は会員制とし、会員の種類は次の各号のとおりとする。

(1) 利用会員

日常生活を営むうえで、生活支援サービスの必要性が生じ、かつ家庭や地域において生活支援サービスを受けることが困難な本市に居住する高齢者、障がい者、及び妊産婦

(2) 助っ人会員

この事業に理解と熱意を有する本市に居住する20歳以上の者で、本要綱第13条に規定する研修を修了した後に、生活支援サービスを提供する者

(3) 賛助会員

この事業の趣旨に賛同し、金銭等により援助する者

(会員資格の取得)

第3条 利用会員になろうとする者は、利用会員登録申込書（様式第1号）により、助っ人会員になろうとする者は助っ人会員登録申込書（様式第2号）により、社協会長に申し込むものとする。

2 社協会長は、前項の規定により申し込みがあったときは、速やかに会員の可否を決定するとともに、会員と認めた者を会員名簿に登載する。

3 助っ人会員には会員の証明として会員証を交付するものとする。

4 助っ人会員は、年度毎に会員資格の更新を行うものとする。

(会員資格の喪失)

第4条 会員は、次の各号に該当したときは会員の資格を喪失するものとする。

(1) 死亡したとき

(2) 利用会員が市外に転出したとき

(3) 会員から退会の申し出があったとき

(4) その他、会長が会員としてふさわしくないと認めたとき

2 助っ人会員が資格を喪失したときは、直ちに社協会長に会員証を返還しなければならない。

(生活支援サービスの内容)

第5条 生活支援サービスの内容は、次の各号とする。

- (1) 室内の掃除・片付け・電球の取替え・ゴミ出し・庭の草むしり
 - (2) 日常の食材の買い物、調理及び食事のお世話
 - (3) 通院同行・買い物同行・外出同行・散歩の付き添い
 - (4) 寝具・衣類の洗濯及び洗濯物干し・取り込み
 - (5) 話し相手・子どものお世話
- 2 前項の生活支援サービス以外でも会長が特に必要と認めたときは、生活支援サービスとして提供することができる。
- 3 サービス内容は、利用会員及び同居する家族が日常生活を営むのに最低限度必要な範囲とし、次の各号のサービスは除く
- (1) 専門の資格を必要とするサービス
 - (2) 危険を伴うことが想定されるサービス
 - (3) その他、会長が適切ではないと判断したサービス
- 4 介護保険法及び障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、その他の公的サービス等が利用可能なときは、当該サービスを優先するものとする。

(生活支援サービスの提供時間)

第6条 サービス提供時間は、原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までとする。ただし、利用会員が希望する生活支援サービス内容を勘案し、必要な時間に応じて午前7時から午前8時30分までは提供可能な時間とする。

なお、生活支援サービス提供時間は1回2時間までとし1日1回を限度とする。

- 2 生活支援サービスの提供は、次の各号の日は行わない。ただし、会長が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。
- (1) 土曜日、日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 年末年始(12月29日～1月3日)

(生活支援サービスの申し込み)

第7条 生活支援サービスの提供を受けようとする利用会員又はその家族は、電話等の方法により社協に申し込むものとする。

- 2 前項に規定する申し込み期限は、原則として支援を必要とする日の1週間前までとする。

(生活支援サービス提供の決定)

第8条 社協会長は、前条の規定により生活支援サービスの申し込みを受けたときは、速やかに社協職員を派遣して生活支援サービスの内容の調査を行い、サービス提供の可否を決定して利用会員に通知する。

- 2 社協会長は、前項の調査に基づき、生活支援サービスの提供が必要と認めたときは、助っ人会員に支援依頼内容及び活動報告書(様式第3号)を交付して依頼するものとする。

(利用会員の負担及び利用費)

第9条 生活支援サービスを受けた利用会員は、別紙1に定める費用を負担する。

- 2 利用会員は別紙2に定める利用券を生活支援サービス利用前に社協から購入し、生活支援サービスの提供を受けたときに、生活支援サービスの費用負担の利用料相当分の利用券を助っ人会員に渡すことをもって生活支援サービス提供の完了とする。
- 3 利用会員が購入した利用券は、紛失その他如何なる理由であっても返金をすることはできない。
- 4 利用会員は、購入した利用券を第三者に転売又は譲渡してはならない。

(助っ人会員への活動費及び交通費の交付)

第10条 社協会長は、生活支援サービスを提供した助っ人会員に、提供した時間に応じて10分100円を活動費として支払う。

- 2 社協会長は、交通費として、別紙1の実費弁償費を支払う。
- 3 活動費及び交通費(以下「活動費等」という。)の支給日は、毎月16日以後の日のうち、社協会長が定める日とする。
- 4 助っ人会員の活動費等は、前項に規定した支給日において、前月1日から前月末日を締め切り日として計算した前月分の活動費等を支給する。
- 5 活動費等の振込先は、当該助っ人会員の個人口座とする。

(生活支援サービス提供の利用終了及び取消)

第11条 生活支援サービス提供の終了及び取消をしようとする利用会員又はその家族は、口頭または書面により速やかにその旨を本会に申し出るものとする。

- 2 会長は、生活支援サービスの提供を受けている会員が次の各号の一に該当するときは、生活支援サービスの提供を取り消すことができる。
 - (1) 偽りまたは不正の手段により生活支援サービスの提供を受けていることが判明したとき
 - (2) その他、生活支援サービスの提供が不適切と認められるとき

(助っ人会員の責務)

第12条 助っ人会員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この事業に従事して知り得た利用会員の個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、会員資格を喪失した後も同様とする。
 - (2) 生活支援サービス提供中に、利用会員に異常を認めるときは、直ちに社協へ報告するとともに適切な処置を講じなければならない。
 - (3) 生活支援サービスの提供にあたっては会員証を携帯し、見えるところにつけることを原則とする。
 - (4) 物品の斡旋・販売・勧誘、宗教活動、政治活動、営業に関する周知等、この事業の支障となるような行為をしてはならない。
 - (5) 退会を申し出たときは、退会届を会長へ提出しなければならない。
- 2 助っ人会員が前項第1号及び第4号に違反したとき、または助っ人会員として不適切な行為があったときは、第4条第1項第4号の規定に該当するものとし、会員資格を喪失する。

(研修)

第13条 会長は、助っ人会員の資質向上と技術の習得を図るため、研修の機会を提供するものとする。

(事故への対応)

第14条 助っ人会員は、活動中に事故が生じたときは、速やかに会長に報告するとともに適切な処置を行わなければならない。

2 助っ人会員は、活動中の事故やケガに対応するため、本会が指定する保険に加入しなければならない。

(雑則)

第15条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29年 12月 27日から施行する。

この要綱は、令和 2年 5月 27日から施行する

別紙 1

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会

「住民参加型在宅福祉サービス事業」たすけあい活動の費用負担に関する基準

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会「住民参加型在宅福祉サービス事業」
たすけあい活動実施要綱第9条にかかる費用負担及び第10条の実費弁償費を次のとおり定める。

1 費用負担

区分	時間帯	料金
平日	8:30～17:00 (必要に応じて 7:00～19:00)	10分あたり 100円 ※サービス内容の基本活動 単位は 30分 300円

2 交通費としての実費弁償費の運用

交通費の実費弁償費は、社協が次のとおり負担する。

- ア 公共交通機関を利用した場合は、その実費を助っ人会員へ支払う。
- イ 徒歩・自転車・原動機付自転車及び自家用自動車を利用した場合は、1日 200円(行き 100円、帰り 100円)を助っ人会員へ支払う。

3 取消利用料 (キャンセルの場合)

前日までの取消は無料とし、当日及び連絡が無く取り消した場合は1時間分の費用(600円)を支払うものとする。

(様式第1号)

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会「住民参加型在宅福祉サービス事業」たすけあい活動

利用会員登録申込書

会員番号：

令和

年

月

日

氏名	ふりがな	男 ・ 女	S・H	年								
	ⓐ		月	日生 (満 歳)								
住所	〒963- 郡山市											
連絡先	携帯： 自宅： FAX：											
緊急時連絡先 氏名 連絡先 (続柄：)												
生活支援サービス利用の理由 <input type="checkbox"/> 実施困難 <input type="checkbox"/> 家族都合 <input type="checkbox"/> 身体的理由 <input type="checkbox"/> その他 ()												
利用希望のサービス(頻度・時間・内容など) 【頻度】 <input type="checkbox"/> 希望時 <input type="checkbox"/> 週に()回 特記() 【時間】 <input type="checkbox"/> 午前(:)~(:) ()分・時間 <input type="checkbox"/> 午後(:)~(:) ()分・時間 【内容】 <input type="checkbox"/> 室内の掃除・片付け <input type="checkbox"/> 電球の取り替え <input type="checkbox"/> ゴミ出し <input type="checkbox"/> 草むしり <input type="checkbox"/> 食材の買い物 <input type="checkbox"/> 調理・食事のお世話 <input type="checkbox"/> 簡単な身の回りのお世話 <input type="checkbox"/> 通院同行 <input type="checkbox"/> 買い物同行 <input type="checkbox"/> 外出同行 <input type="checkbox"/> 散歩の付き添い <input type="checkbox"/> 寝具・衣類の洗濯(干し・取り込み) <input type="checkbox"/> 話し相手 <input type="checkbox"/> 子供の相手												
備考												
<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>												

助っ人会員登録申込書

会員番号： _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏名	ふりがな _____ _____ ⑩					<顔写真>							
S・H	年	月	日生(満)	歳)	男・女								
住所	〒963- _____ 郡山市												
連絡先	携帯： _____ 自宅： _____ FAX： _____ メールアドレス： _____												
資格													
得意な こと	特技・ _____												
助っ人会員になろうとした理由													
活動できる曜日・時間帯など													
	月	火	水	木	金								
午前													
午後													
備考													
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25px; height: 20px;"></td> <td style="width: 25px; height: 20px;"></td> <td style="width: 25px; height: 20px;"></td> <td style="width: 25px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 25px; height: 20px;"></td> <td style="width: 25px; height: 20px;"></td> <td style="width: 25px; height: 20px;"></td> <td style="width: 25px; height: 20px;"></td> </tr> </table>													

(様式第3号)

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会「住民参加型在宅福祉サービス事業」たすけあい活動

支援依頼内容及び活動報告書

支援依頼記録書	受付日 平成 30 年 月 日 ()	受付者：
利用会員氏名	会員番号：	
利用会員住所	郡山市	TEL： FAX：
利用日時	月 日 () 時 分 ~ 時 分 (分)	
	月 日 () 時 分 ~ 時 分 (分)	
	月 日 () 時 分 ~ 時 分 (分)	
	月 日 () 時 分 ~ 時 分 (分)	
	月 日 () 時 分 ~ 時 分 (分)	
【希望する生活支援サービス内容】 ①室内の掃除・片付け ②電球の取り替え ③ゴミ出し ④草むしり ⑤食材の買い物 ⑥調理・食事のお世話 ⑦簡単な身の回りのお世話 ⑧通院同行 ⑨買い物同行 ⑩外出同行 ⑪散歩の付き添い ⑫寝具・衣類の洗濯(干し・取り込み) ⑬話し相手 ⑭子供のお世話 【特記】		
活動報告書	提出日 平成 30 年 月 日 ()	受付者：
助っ人会員氏名	会員番号：	
利用日時	月 日 () 時 分 ~ 時 分 (分)	
	月 日 () 時 分 ~ 時 分 (分)	
	月 日 () 時 分 ~ 時 分 (分)	
	月 日 () 時 分 ~ 時 分 (分)	
	月 日 () 時 分 ~ 時 分 (分)	
活動したサービス内容 ①室内の掃除・片付け ②電球の取り替え ③ゴミ出し ④草むしり ⑤食材の買い物 ⑥調理・食事のお世話 ⑦簡単な身の回りのお世話 ⑧通院同行 ⑨買い物同行 ⑩外出同行 ⑪散歩の付き添い ⑫寝具・衣類の洗濯 (干し・取り込み) ⑬話し相手 ⑭子供のお世話	備考欄 (利用者の状態や問題点・活動の感想など)	
社協記入欄 活動時間 時間 分 (円)		